

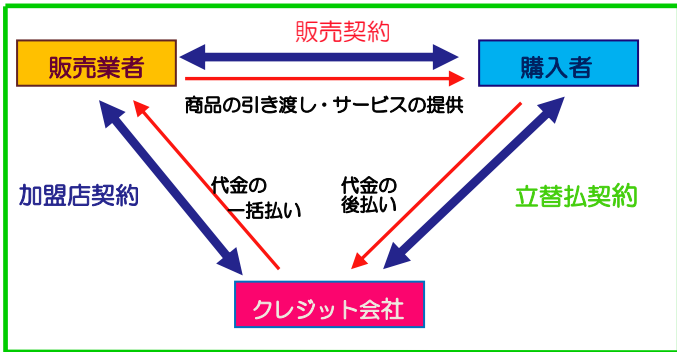
●クレジット契約とは

クレジット契約とは、販売業者から商品を購入するとき、その代金をクレジット会社が立替払いして、購入者が後日クレジット会社に返済する契約です。代金後払いで商品を購入できる便利さがある一方で、販売業者との間でトラブルが生じたとき、クレジット会社への支払いをどう取り扱うかという難しい問題が発生します。

●包括クレジットと個別クレジット

クレジットの契約方法には、あらかじめ利用限度額を定めたカードをクレジット会社が発行し、消費者がそのカードを提示して商品を購入する方式(包括クレジット)と、商品購入のつどクレジット申込書を作成する方式(個別クレジット)があります。リボリング払いは、利用限度額の範囲内では一回利用しても毎月一定の支払額が決まっているので、支払の管理が容易となるメリットがあります。しかし、一方で、慢性的にクレジットを利用しがちなおそれや、リボ払い手数料が加算されていることに気づきにくいデメリットがあります。

クレジット契約のしくみ



クレジット契約に関しては割賦販売法で、2カ月を超える後払いの契約が適用の要件とされているため、2カ月以内のマンスリークリアは法律の適用外になります。商品購入時にはマンスリークリア方式で決済し、

店舗取引やインターネット取引では、包括クレジットがよく利用されていますが、カードを発行しないで番号・記号を付与して照合する方式もあり、これも包括クレジットに含まれます。

また、カード発行会社が直接提携している加盟店で利用できるだけでなく、提携関係のある別のカード会社を通じて、その加盟店(海外店舗を含む)でも利用できる提携カードも広く利用されています。

個別クレジットは自動車の購入や訪問販売でよく利用されています。

●支払い方法の種類

支払い方法として、翌月一括払い(マンスリークリア)、毎月定額払い(リボリング払い)、分割払い、ボーナス払いなどがあります。

後からリボ払いに変更する方式もあり、その場合、変更後は割賦販売法の適用を受けます。

●支払いを止める

商品等販売契約とクレジット契約は、形式的には別個の契約ですが、実質的には特定の商品を購入するために、必ず一緒に契約を結ぶものです。

そこで、割賦販売法は、販売契約について解除・取消等のトラブルが発生したときは、購入者から販売業者にその事情を主張して、クレジット会社への未払金の支払いを拒絶できること(抗弁の対抗)を定めています。\*1

●クレジットカード現金化のトラブル

クレジットカードのショッピング枠\*2を利用して商品を購入した形式を取り、キャッシュバックと称して現金を交付する金融業者の手口が問題になっています。その事業者から受け取る現金の額とクレジット支払額を比べると、極めて高金利の借金をしたのと同じです。絶対に利用してはいけません。

\*1 個別クレジット契約は、販売契約が解除・取消できる場合は、同時に解除・取消できる。  
 \*2 カードを利用して、商品やサービスの買い物を決済できる与信枠。個人の信用度に応じて変わる